

町政をたぐす



ふじ た かず のり
藤田 一則 議員

問

洋上風力発電関連制度について

答

国や県からの情報提供依頼はないが、青森県沖日本海（南側）協議会事務局から県に海域の調査データを提供した。国の第三者委員会の審議内容や構成委員名は、非公開となっている。

問 藤田議員

①再エネ海域利用に基づく促進区域の指定に向けた有望な区域等の情報提供依頼を国や県からあったと思うが、今までのプロセスを伺いたい。
②県が把握する促進区域の候補地について促進区域の指定基準の適合性に関する情報のほか、地元利害関係者の意向や情報調整状況など各地域における促進区域指定のニーズに関する情報の提供の依頼があったと思うがどのような調査をし、どう対処したのか伺いたい。
③促進区域の指定プロセスに第三者委員会の意見を踏まえ有望な区域を選定とあるがどのようなメンバーで、いつどのような形で行われたのか協議会の設置はできたのか伺いたい。これは法定協議会のことなのか。

答 町長

①現在、有望な区域となっている青森県沖日本海（南側）の海域については、平成31年

3月に県が作成した「青森県洋上風力ゾーニングマップ」により、県が国に促進区域に関する情報を提供したところ、同年7月、既に一定の準備段階まで進んでいる区域として、一旦、青森県沖日本海（北側）、（南側）、青森県陸奥湾の3区域に整理されたが、利害関係者の特定及び調整が必要であることから、この時点では、有望な区域の選定が見送りとなった。

この見送りを受けて、県では、地元の利害関係者の特定、漁協の意向など、促進区域の指定のニーズに関する情報を得る必要があると判断し、令和元年10月から3区域の関係漁協を対象に洋上風力発電事業の実施に向けたヒアリングをし、意向を確認した上で、令和2年2月、県が再度、3区域の情報を国に提供し、同年7月に青森県沖日本海（北側）、（南側）が有望な区域として選定され、陸奥湾は利害関係者の特定及び調整が必要であることから、見送りとなっている。

②有望な区域の選定に当たり、国や県からの情報提供依頼については、当町への問合せは特になが、促進区域の指定に向けて組織された青森県沖日本海（南側）における協議会の事務局から県に海域の調査データを提供したことは承知している。

なお、青森県沖日本海（南側）については、法定協議会が設置され、促進区域の指定に向けた法定協議会での協議が整い、国の詳細な調査が完了した場合、国の第三者委員会において、促進区域の指定基準への適合性を踏まえて判断し、促進区域案を決定することになる。



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト
(<https://www.enecho.meti.go.jp>)

※1 青森県沖日本海（南側）＝関係地域は、つがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町
※2 青森県沖日本海（北側）＝関係地域は、中泊町及び五所川原市

③国では、都道府県や事業者等からの情報提供を基に、収集した情報を国の第三者委員会の意見を踏まえて有望な区域の選定をしている。第三者委員会は、有識者を含めた中立的な委員会として組織され、公平かつ公正に運営される必要があるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定により、審議内容や構成委員名は、非公開となっている。

なお、法定協議会とは、促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行うための組織であり、有望区域の選定や促進区域案に意見を述べる第三者委員会とは別のものである。

秋田県、千葉県この促進区域の協議会の取りまとめの骨格について

問 藤田議員

①国が決めた選定事業者は、

地元自治体とも連携し、新たな産業、雇用、観光資源の創出など、地方創生にも資する意見を尊重して海域利用を行う場合には海域利用を了承するとある。地域活性化の起爆剤になり得るものと思うが、お考えを伺いたい。

②能代市、八峰町この地域の選定事業者は漁業との共存共栄の理念を理解し、地域や漁業との信頼関係の構築に努めるとある。町は漁業者や利害関係者との調整や意見交換を行ったのか、町のお考えを伺いたい。

③選定事業者は20年間の売電収入の見込額の0・5パーセントを、基金として積み立てして地域や漁業との協調策を講ずることある。そしてまた、千葉県銚子漁協では風力発電のメンテナンス業務、修理などの業務を漁協自ら将来の若い人の雇用につなげる新しい産業転換を図ることとして基金を約100億円積み立てたと日経新聞が報じていたとある。その背景には、温暖化

による漁業の不振また少子高齢化、地域が抱える問題があると報じていた。漁業者の了解なくしてこの事業は成り立ちませんが、地域が抱える問題解決や地域振興には十分な議論を持って調査研究が必要と思うが、お考えを伺いたい。

答 町長

①洋上風力発電事業者においては、地元漁業者や利害関係者との共存共栄が原則となるが、選定された事業者と地元自治体との連携により、様々な地域課題の解決に取り組むことができると思われるので、青森県沖日本海（南側）における法定協議会においても、関係自治体の地方創生に資するような洋上風力発電事業の早期実現を求めることになるものと考えている。

②洋上風力発電事業においては、利害関係者を含め、促進区域案について合意を図るため法定協議会を設置しており、漁業者や利害関係者との調整や意見交換は、法定協議会に

おいて行われる。従って、町が主体となって漁業者や利害関係者との調整や意見交換は、これまで行っていない。

なお、法定協議会の下部には、「必要に応じて実務者会議等を設置して、協議の円滑な進行を図ることとする。」と、促進区域指定のガイドラインにあるので、協議会における詳細な部分については、実務者会議等を設置して意見等の調整を図る必要があるものと考えている。

③洋上風力発電事業は、関係する漁業者への振興策はもとより、地元自治体の課題解決も含め、地方創生に繋がられるよう取り組んでいきたい。



▲北金ヶ沢漁港